

平成29年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成29年9月8日（金曜日）
午前10時00分 開議

都市整備部長 西尾 正 君
市立美唄病院事務局長 小橋 一夫 君
消 防 長 相馬 一司 君
総務部総務課長 村上 孝徳 君
総務部総務課長補佐 置田 孝浩 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教 育 長 星野 恒徳 君
教 育 部 長 森川 治 君

◎出席議員（13名）

議 長 小 関 勝 教 君
副議長 土 井 敏 興 君
1 番 丸 山 文 靖 君
2 番 吉 岡 建二郎 君
3 番 松 山 教 宗 君
4 番 川 上 美 樹 君
5 番 楠 徹 也 君
6 番 森 川 明 君
8 番 吉 岡 文 子 君
9 番 山 崎 一 広 君
10番 桜 井 龍 雄 君
11番 谷 村 知 重 君
13番 金 子 義 彦 君

選挙管理委員会委員長 高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長 （村上 孝徳 君）

農業委員会会長 今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長 佐々木 武 君

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君
監査事務局長 永 森 峰 生 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 三 上 忠 君
次 長 濱 砂 邦 昭 君

◎欠席議員（1名）

7 番 本 郷 幸 治 君

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 中 平 匡 司 君
市 民 部 長 村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 平 泉 宮 子 君
経 済 部 長 市 川 厚 記 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

11番 谷村知重議員、
13番 金子義彦議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10番、桜井龍雄議員。

●10番桜井龍雄議員（登壇） 平成29年第3回定例会に当たり、大綱2点について市長にお伺いたします。

大綱の1点目は、農業行政についてであります。

本市における舗装化率の低さや舗装の劣化で通行に支障をきたす道路が多く見られます。本市においても少しずつですが、舗装道路の改修や新設工事が進められていますが、本市単独の予算では、なかなか進まない状況だと思います。

過去に本市の農村地域の市道整備については、生産性の高い農業を持続的に発展させて農村の総合的振興を図るために、農林水産省所管の農道整備事業により実施されていましたが、現在では行われていない状況です。

この事業で建設された道路は相当傷んでおり、段差も大きくなってきています。また、地域から新たに未舗装の農道を舗装してほしいという要望も多数きています。

そこで、次の3点について、1つ目に、改修要望路線を踏まえた本年度融雪後の現地調査結果について、2つ目に、空知総合振興局との協議結果について、3つ目に、今後の具体的スケジュールについて、以上3点について市長にお伺いたします。

その2つ目は、鳥獣被害についてであります。

本市において、マガンの食害対策ニトポールの貸与を行っていますが、効果がある人もいますし、効果がない人もいます。

そこで、本市のニトポールの貸与状況につ

いて、また、新たなマガンの食害対策といたしまして、いろいろな実証試験を行っているとお聞きしていますが、その実証試験の結果について伺います。

次に、アライグマによる農作物の被害についてであります。美唄市農協で、今年よりスイートコーンの作付に力を入れ、かなりの面積で作付がされているとお聞きしておりますが、アライグマの食害で苦しんでいる人、また、農家の家庭菜園や母町地域の家庭菜園等も被害があるとお聞きしておりますが、被害の状況について、以上3点について市長にお伺いたします。

大綱の2点目は、観光行政の道の駅設置についてであります。

近隣の三笠市や深川市にある道の駅は賑わいを見せています。

本市においても、前桜井市長が道の駅構想を立ち上げましたが、本市の財政状況を考え断念しました。また、美唄富良野線の開通が遅れるということで、道の駅構想が出てこない状況だとお聞きしております。

庁内においても議論されているとお聞きしておりますが、これまでの経過と、本市も施設を整備するとした場合、美唄産の農産物等を扱うJAとのタイアップも必要と考えますが、市長の考え方をお伺いたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 桜井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、農道整備事業における市道の改修についてであります。改修要望路線を踏まえた本年度融雪後の現地調査結果につきましては、市道西17号線、西

10 号線、西 5 線の 3 つの要望路線を現地調査し、市道西 17 号線及び西 5 線は、未舗装により粉塵が発生している状況であり、西 10 号線は、橋梁や道路横断管の部分で通行に支障となる段差があることを確認したところであります。

次に、「空知総合振興局との協議結果」につきましては、農道整備事業は、平成 22 年度以降、新規地区の採択は行われていない事を確認しているところであります。

また、これに代わる事業としましては、農地整備や農業関連施設整備にあわせて、必要な農道の整備や老朽化した農道の保全対策を行う、農山漁村地域整備交付金農地整備事業の「通作条件整備型」があるものの、受益面積 30 ヘクタール以上、総事業費 5,000 万円の要件に加え、事業の前提となる北海道の整備計画では、集出荷施設、加工施設への往来上の必要性や利用頻度、代替ルートがないなどの条件があり、優先度が高くなければ対象とならないなど、採択要件が厳しいことから、新規採択は僅かとなっている状況であります。

本市の要望路線 3 路線についての協議結果も、格子状に道路網が存在する周辺状況などから、この路線を舗装しなければならない理由や舗装したことによる事業効果が見込めないなど課題が指摘されており、こうした現状では、新規採択は難しいとの回答があったところです。

次に、今後のスケジュールにつきましては、協議によりこうした結果が示されたものの、再度調査した上で、現在行われている基盤整備事業との関連性なども考えあわせ、新規採択の道がないか、本年中に再度、空知総合振

興局と協議してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害についてであります。初めに、マガンの食害対策として、ニトポールを貸し出ししておりますが、直近 3 年間の新たな貸出状況について、戸数、対象面積、本数の順で申し上げますと、平成 27 年度 7 戸、40 ヘクタール、2,079 本、平成 28 年度 8 戸、40 ヘクタール、2,119 本、平成 29 年度 12 戸、85 ヘクタール、4,447 本となっております。

次に、新たな食害対策といたしましては、平成 26 年度から鳥や獣が警戒する高周波音と電子爆音を発する防鳥機の実証試験を行ってまいりました。

その効果につきましては、設置当初はマガンが警戒し一定の効果は見られましたが、やがて「慣れ」が生じたことから、効果は薄れてきたほか、日中断続的に音が鳴り続けることから、騒音に対する苦情もあったところがあります。

また、本年度につきましては、新たに鳥を寄せ付けない防鳥用カイトの試験設置を行っているところであり、この防鳥用具は、約 4 メートルの釣り竿状のものをほ場中央に垂直に固定し、竿先からテグスで繋がった鷹の形状のカイトが風で飛ぶもので、カイトが飛んでいるときにはマガンが寄り付かず、一定の効果がありましたが、強風でカイトの骨組が破損するため、一時的に撤去するなど管理には、手間がかかるものと伺っているところがあります。

こうしたことから、現状では、ニトポールによる対応が引き続き必要と考えており、必要な資材貸与を継続しながら、効果的、効率的な対策について、関係機関等と連携し、検

討してまいりたいと考えているところであります。

次に、アライグマによる農作物被害につきましては、出沒地域が市内全域に及んでおり、農村地域はもとより、母町地域まで拡大し、農作物被害のほか、一般家庭で栽培している家庭菜園などでも被害があると通報を受けているところであります。

本市の農業被害につきましては、毎年度実施している被害調査結果で申し上げますと、過去3年間の平均で、被害報告件数12件、被害面積約25ヘクタール、推計被害金額約35万円となっており、作物別では、スイートコーンの被害が多くなっているところであります。

なお、市の被害調査は「鳥獣による農林水産物等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、農業被害を対象に行っており、家庭菜園の被害状況は把握していないところであります。

次に、アライグマの対策につきましては、「箱わな」による捕獲が最も効果的な方法であり、市民の皆さんに広報紙メロディーを通じて、アライグマ被害の防止や、春からの捕獲強化の呼びかけを行っているところであります。

繁殖力が強いアライグマを駆除するには、今後も、箱わなの増設を図ることが必要であり、三笠・美唄広域鳥獣被害防止計画に基づき、北海道猟友会美唄支部をはじめとする美唄市鳥獣被害防止対策協議会の構成団体と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光行政について、道の駅設置につ

いてであります。これまでの経過といたしましては「美唄市経済戦略会議」において検討していただいたところであり、その結果につきましては、本年8月に開催いたしました「美唄市地域経済円卓会議」において報告がなされたところであります。

その中で、目的といたしましては、「市民の満足度向上を図るもので、結果として交流人口の拡大につなげる」とされ、役割といたしましては、「市民同士が知ったり、外の情報を受け止めたりするコミュニティの拠点であったり、広域インフォメーションを担うもの」とされ、地元のこだわり、とれたて野菜の「食」や、単なる「自然」だけではなく、炭鉱遺産など人の営みを売りにするものであったり、「健康」ということで、温泉やサイクリングなどの地域資源と複合させ、美唄らしいものを作っていければ、という方向性が出されたところであります。

また、施設整備につきましては「一度に整備するのではなく、『道の駅的施設』として基本的なものから段階的に整備を行う」という考え方と「最初から明確な目的をもってテーマや対象を設定し、地域間競争に打ち勝つ取り組み」という、2つの考え方が示されたところであります。

今後におきましては、道道美唄富良野線の開通によって見込まれる交流人口の増加や、現在策定中の観光ビジョンの方向性を踏まえながら、地域全体の経済効果や活性化に繋げるため、市内のJ Aをはじめ、美唄の農産物や特産品を取り扱う事業者の出店なども視野に入れた施設の整備について、さらに具体的なものを検討してまいりたいと考えていると

ころでございます。

●議長小関勝教君 10番、桜井龍雄議員。

●10番桜井龍雄議員 自席から1点だけ質問させていただきます。

農業行政の鳥獣被害についてであります。

アライグマの被害防止対策として、電気木柵の設置が効果的であるとお聞きしておりますが、使用している方の話を聞くと、その効果は大きいと伺っております。

しかしながら、電気木柵は高価なものであることから、購入に対する支援があれば、導入が進むのではないかと考えます。

また、母町地域の家庭菜園においても、移住・定住の推進の点からも支援しても良いのではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 桜井議員の質問にお答えいたします。

電気柵導入にかかる支援についてですが、農作物被害では、エゾシカによるものなど、さまざまな相談が寄せられておりますことから、美唄市鳥獣被害防止対策協議会において、アライグマ被害の状況も踏まえ、被害対策について総合的に検討してまいりたいと考えております。

また、家庭菜園の被害について、電気柵導入の支援は考えておりませんが、被害防止の方法や資材の情報について、広報紙メロディーや市ホームページを通じて市民の皆さんへお知らせしてまいります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

9番、山崎一広議員。

●9番山崎一広議員（登壇） 平成29年第3

回市議会定例会に当たり、大綱4点につきまして、市長並びに教育長にお聞きします。

昨年8月の本道を襲った3つの台風の爪痕で、十勝地区を中心とした大洪水被害、そして、本年7月、九州北部を中心に起きた大雨による大洪水、未だに避難生活を余儀なくされている方々、また、現状も復興していないこれらの地域の皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を期待するところであります。

春先からの低温で、農産物の作況状況、特に水稻については心配しております。6月は雨が多くジメジメと、7月は一転して高温を観測、ギラギラとした天候、8月上旬は高温でありましたが、中旬の低温や日照不足が影響し、水稻の実が熟す登熟の進み具合がやや遅れているものの、下旬以降は天候も回復・安定し、心配した長雨もなく、今のところ台風も来ない状況で、水稻は若干の遅れではあるものの、農作物の生育状況は、平年並を期待できるのではとのことで、基幹産業が農業である本市にとっては、大変喜ばしいところであり、このまま順調に生育してほしいと願うばかりでございます。

農業が基幹産業であります本市、同様に福祉に力を入れております本市、そこで、大綱の1点目は福祉行政について市長にお伺いいたします。

その1つ目は、受動喫煙防止条例についてであります。

平成27年12月に本条例が制定され、昨年7月より施行、全国からも注目されております。

国では、他人のたばこの煙を吸い込む受動

喫煙の対策を強化する健康増進法の改正案は先の通常国会で先送りされ、例外的に禁煙を求める飲食店の線引きをめぐり、厚生労働省等で折り合いがつかなかったためであります。

2020年の東京オリンピックを控え、法案の意義や今後の見通しはどうなっているのかと、非常に不安視されております。

そのような中、全国の知事におけるアンケートでは、全国の7割を超える35の知事が、条例は必要であると考えており、飲食店の原則屋内禁煙を掲げる厚労省に対し、条件を緩和して、禁煙、分煙を求める自民党案とが対立しており、必要であると考えている知事のうち14人の知事は、厚労省案原案を支持、自民党案はゼロであったというところであります。

一方、道議会でも、たばこを吸わない人の健康を守る受動喫煙防止条例制定の検討に入っておりますが、現在の道議会調査では、分煙のルールすら守られていない現状であります。

100億円以上をかけて新築する計画の道議会の新庁舎についても、禁煙にするかどうか、いまだに決まっておらず、条例は、公共施設、学校や病院だけでなく、飲食店など民間の店舗にも禁煙、分煙を求める内容が想定されていることから、自ら襟を正すことを始めてもらいたいものと考えますが、道議会も受動喫煙防止条例を引き続き検討し、早ければ、来年の6月にでも条例案を議員提案したいところと承知しているところであります。

しかし、たばこを吸わない方にとっては早急に進めていただきたい、このように思われますが、吸う方にとっては死活問題であり、

「我々はたばこ税を納めているのだ」と言われるのも耳にします。

そのような中で、本年5月、厚生労働省及び東京都医師会、日本対がん協会主催によるタバコフリーサミット2017・東京において、美唄市医師会会長井門明さんがタバコフリー社会デザイン賞を受賞されたことは記憶に新しいところであります。

そこでお聞きいたします。制定後のこれまでの取り組み状況についてですが、その後、今日までの公共施設の状況はどのように進んできたのか。

また、サービス事業者を中心とした施設、適用除外となっている飲食店について、それぞれ現状はどうなっているのか、進捗状況について伺います。

2つ目に、施行後の市民理解と環境整備についてですが、たばこだけにはとどまらず、福祉や育児、地域経済などについて、こんな地域にしたいと健康面からまちの将来を議論し合うべきであると考えますが、市民周知は十分なのか、環境整備、特に分煙状況はどのようなになっているのか伺います。

次に2点目は、恵風園・恵祥園について伺います。

過去十数年にわたり言われ続けております施設の老朽化に伴う建て替えと民営化問題についてですが、1つ目として、施設面と運営面についての課題について、建物については、耐震化の現状や老朽化の現状、運営面では、特に施設入居者の病院等への搬送状況について、冬場の病院等への搬送迎について問題点はないのか伺います。

2つ目として、去年の収支状況について、

恵風園・恵祥園について伺います。

3つ目として、民営化の検討状況について、どこまで検討したのか、民営化の受け皿はどうか、民営化がダメなら峰延地域でなければならないのかについてお聞きいたします。

大綱の2点目は、観光振興についてであります。

1つ目に、道道美唄富良野線についてありますが、私自身も初当選後の第2回定例会でご質問させていただきましたが、その後の進捗状況についてお聞きします。

また、一昨年 of 青年会議所の提言など、さまざまな視点や観点から、多くの方々から今日までご意見や要望をお聞きしていることと思いますが、当初の開通予定が平成32年度の部分開通と伺っておりましたが、現状はどうなっているのか。また、全面開通はいつごろになるのかお聞きいたします。

2つ目として、炭鉱遺産について、日本遺産に向けた取り組みについてであります。

現在、国において東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年、平成32年までに全国で100の日本遺産を認定していく予定と承知しております。

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、地域の歴史、ストーリーを認定する制度で、有形無形の文化財を活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としており、文化振興はもとより、観光振興にも大いに寄与するところであります。

空知で採掘された石炭は、三井、三菱など、石炭会社の鉄道により小樽の港に運ばれ、また、石炭会社が室蘭で鉄鋼の生産を開始し、

空知や小樽、室蘭が日本の近代化に貢献してきた歴史があります。

空知総合振興局では、こうした歴史、ストーリーを評価する報告書を今般まとめたと同じ、私もこの報告書を拝見いたしました。

空知の石炭、小樽の港、室蘭の鉄鋼、そして、これらを結ぶ鉄道、いわゆる炭・鉄・港の産業遺産は、日本遺産はもちろんのこと、九州地域の世界遺産にも匹敵するものと考えます。

2020年以降に開通する美唄富良野線により美唄は富良野や赤平と繋がり、外国人観光客を含め、多くの方が森林メモリアル公園やアルテピアッツァ美唄を訪れるものと思われます。

こうした美唄市内の産業遺産に新たな価値を付与して、国内以外にその魅力を発信するために、美唄市としても日本遺産の認定に向けて、積極的に取り組むべきと考えますが、市長は炭・鉄・港をはじめとする産業遺産をどのように評価しているのか伺います。

そして産業遺産、炭・鉄・港を日本遺産として認定を受けるには、他の市町と連携が必要ですが、他の市町との連携やスケジュール、認定期限2020年までについて、どのように対応されるのか、市長の所見を伺います。

大綱の3点目は、中心市街地の活性化について、1つに、旧美唄工業高等学校跡地の活用についてであります。

閉校してから4年が経過し、その間、27年度には実習棟を解体、28年度に管理棟、教室棟の解体設計を行い、29年度に事業費約2億円をかけて解体することとお聞きしておりま

す。

市長 2 期目の就任当初、「市内の市営住宅をまちの中に集約していく必要がある。基本的にコンパクトシティ構想を目指していく方向でいきたい」また、「子育て世代の支援や高齢者の方々が安心して住める市営住宅づくり、公営住宅の建設に着手できれば」と言われております。

また、公共施設等総合管理計画の中でも、「あるべき姿とその実現に向けた方針」等を示しておりますが、そこで、現在、解体工事が行われております旧美唄工業高校校舎と、その横にありますグランドとグランド周囲を囲っておりますフェンスについて、どのようになるのかお聞きします。

その 1 つに、現在までの状況と今年度はどうなるのか伺います。

2 つに、今後のスケジュールについて、どう進められていくのかお伺いします。

3 つとして、校舎解体、グランド整地、フェンス撤去後、どのようになるのか、その考え方についてお伺いします。

4 つに、コンパクトシティ構想についてですが、コンパクトシティ構想の策定期間については、平成 28 年度は庁内に検討組織を作り、人口、土地利用、経済活動などの現状を把握するとともに、課題の抽出と理念や将来像の検討と、さまざまな市の計画との関係を整理し、平成 29 年度中には、コンパクトシティ構想を作成することとしておりますが、現在どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

大綱の 4 点目は、指定管理について教育長にお伺いします。

新聞及びテレビ、月刊誌等を見た多くの市

民の方々から、印象としてはあまり良くないので、本市の評価・評判に影響するのではないかと心配する声を耳にします。

そこで、改めて市民会館の指定管理について、今日までに至る経過についてお聞きします。

平成 15 年度施行の地方自治法の一部改正により、公の施設などの管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行され、これまで公施設の管理を外部に委ねる場合は、公共的団体、いわゆる外部団体に限定されていたのが、民間事業者や N P O 法人なども可能になったところであります。

このことにより、議会の議決を得て指定された施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を収入にすることもできるようになり、このことから、サービス向上と経費削減が図られ、最大の効果が期待され、2006 年 9 月までの移行を義務づけられました。

本市では、平成 18 年からスタートしましたが、今日まで、40 を超える施設で指定管理を公募、または非公募で行ってきたところですが、その 1 つに、市民会館の指定管理を導入した本来の目的について伺います。

その 2 つに、副市長をトップに外部委員 2 名の計 10 名で指定管理者選定委員会がありますが、この選定委員会の持つ意味について伺います。

その 3 つに、一体原因はどこにあるとお考えなのか、お伺いいたします。

その 4 つに、8 月 2 日のテレビ放映について、どう受け止めているのか伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 山崎議員の質問

にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、受動喫煙防止についてであります。公共施設の受動喫煙防止に対する取り組みにつきましては、敷地または施設内禁煙としている施設数は、市の施設で申し上げますと、平成 27 年 12 月時点の調査において、全 77 施設のうち 62 施設、実施率は 80.5%でしたが、翌平成 28 年 12 月の確認時では、全 74 施設のうち 60 施設、実施率は 81.1%となり、僅かではありますが、取り組みは進んできております。

また、サービス事業者を中心とした第 2 種施設につきましては、条例施行時前後に約 90 カ所を訪問し、周知・協力依頼を行い、受動喫煙防止対策の相談を受け、施設内の分煙に取り組んでいただいた事業所もございました。

なお、飲食店につきましては、条例適用除外となっているものの、条例制定の趣旨をご理解いただき、施設内禁煙、分煙とするなどの自主的な取り組み事例がございました。

これらの自主的な取り組みを応援し、他の事業者、飲食店への取り組みを促すために、本年 3 月と 4 月の広報紙メロディーに合計 6 事業所の取り組み事例を紹介しているところであります。

事業者全体の取り組み状況につきましては、事業所調査により確認しており、平成 27 年度と平成 28 年度の調査結果を比較しますと、受動喫煙という言葉の認知度は 5.1 ポイント増加し 96.7%、受動喫煙防止への取り組みは、13 ポイント増加し 61.0%となっており、事業所全体で見ますと、意識が高まり、禁煙や分煙への取り組みが進んできているところであります。

次に、市民への周知につきましては、保健センターの日常業務や、保健・運動・食生活改善推進員が、地域活動や事業推進の中でも進めており、平成 29 年度の「受動喫煙に関わる意識調査」でも、受動喫煙という言葉の認知度は、平成 28 年度調査時より 1.6 ポイント増加し 92.8%、受動喫煙対策を進めることに賛成の方は、1.7 ポイント増加し 84.4%、条例制定に関する認知度は、2.9 ポイント増加し 86.7%となっており、市民の皆さんの理解は確実に進んでいるものと判断しているところであります。

また、環境整備につきましては、駅出入口の灰皿撤去や、屋外イベントでの分煙の推進など、多くの市民に影響のある環境での取り組みを進めているほか、美唄市医師会と協力して、昨年度と今年度の 2 年間で、放課後児童施設を中心とした市内全校区の児童を対象としたタバコフリーキッズ in びばいや、各小中学校での授業時間内での喫煙防止教育を実施し、将来の社会を担う子どもたちへの受動喫煙による健康への影響を考えてもらう環境作りを進めてきているところであります。

次に、恵風園・恵祥園についてでございますが、初めに、施設面での課題といたしましては、建物の経過年数が両施設とも 40 年近くになり、全体的に老朽化が進むとともに、構造上の課題として、居室に段差があること、すべて相部屋でありプライバシーの確保が困難なこと、耐震対策を終えていないことなどがあげられます。

運営面での課題といたしましては、恵風園は定員 110 人に対して現状約 70 人の利用となっており、定員の見直しが必要なこと、恵祥

園は、介護保険制度の中で、介護報酬のマイナス改定が行われるなど、経営上の厳しさが増していることがあげられます。

また、両施設共通して、介護人材等の確保が近年の課題となっております。

緊急搬送の件数につきましては、平成 28 年度で申し上げますと、恵風園 4 件、恵祥園 3 件となっており、近年、同程度の件数で推移しております。

冬期間につきましては、これまで、緊急搬送での支障はありませんでしたが、両施設共通して、介護ニーズが高い方々は、医療ニーズも高い実態にあり、通院する方が増えていることや緊急受診、緊急搬送などの際、交通事情等による搬送の遅延が生じることによる身体への負担や処置の遅れなどが懸念されるところであります。

次に、平成 28 年度の決算状況についてであります。恵風園につきましては、歳入 1 億 2,963 万 5,000 円、歳出 8,026 万 3,000 円で、差引 4,937 万 2,000 円となっております。

なお、人件費につきましては、一般会計の職員費に 9,508 万 7,000 円計上されており、これを収支差引額から引きますと、4,571 万 5,000 円の収支不足となります。

次に、恵祥園につきましては、介護保険制度における施設サービス事業として、特別会計で行っており、歳入 2 億 986 万円に対し、歳出は、人件費を含め、2 億 981 万 4,000 円で、差引 4 万 6,000 円となっており、平成 27 年度と比較しますと、歳入における一般会計からの繰入金 406 万 8,000 円から 87 万 8,000 円に減少し、効率的な運営に努めた結果、改善が図られたところであります。

次に、民営化の検討についてであります。昨年度、経営を民間に移行する場合、事業者の範囲を福祉事業の経営実績がある社会福祉法人として検討していくという方向性を取りまとめ、本年度は、近隣施設の視察を行い、この結果を参考に、検討すべき事項に関して、現行制度等の確認作業を行うとともに、今後、社会福祉法人の具体的な意向確認などを行ってまいりたいと考えております。

民営化を検討していく中では、施設面や運営面での課題を踏まえ、施設の建て替えも視野に入れて進めていく必要があるものと考えており、建設場所に関しては、今後一層重要となる医療と介護の連携を念頭に、広く検討する方向で進めてまいりたいと考えております。

また、施設開設以来、地元とのつながりを大切にしてきており、物品や薬剤、食材などは、その一部を継続して地元から購入させていただいております。

職員につきましては、現在、峰延地区在住者は 6 名となっております。

いずれにいたしましても、民営化に関しましては、本市の高齢者福祉のあり方をはじめとして、入居者、職員、施設、提供するサービスの内容や地域との関係などを含めて、総合的な検討が必要でありますので、引き続き、慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興について、道道美唄富良野線についてであります。整備の進捗状況につきましては、開発道路区間の美唄ダムから国道 452 号までの 18.5 キロメートルのうち、平成 28 年度末現在、13.6 キロメートルの改良整備を終え、また、美唄国設スキー場から

美唄ダムまでの約5キロメートルの区間につきましても、開発道路区間の開通に合わせて整備を行う計画であると伺っているところがあります。

なお、現在、平成32年の開通を目指し整備を進めているところでありますが、新たに地すべり等の危険箇所が見つかったことから、対策工法について、現在、調査検討を行っているところであると北海道から伺っているところがあります。

次に、炭鉱遺産についてであります。初めに、「炭・鉄・港」をはじめとする炭鉱遺産に対する私の評価につきましては、地方創生の実現に向けて、炭鉱遺産の利活用を本市の総合戦略の重要な取り組みの一つと掲げ、貴重な地域資源であると評価しているところがあります。

次に、他の市町との連携やスケジュールにつきましては、交流人口の増加による地域活性化に向けて、空知総合振興局が昨年策定した「炭鉄港ストーリー構築事業」報告書では、展開方向として、「日本遺産登録」が有力な手段の一つであるとされております。

そのため、私は、空知総合振興局の「そらち『炭鉱の記憶』で地域づくり推進会議」への参画や、そらち『炭・鉄・港セミナー』への出席のほか、そらち炭鉱マネジメントセンターが主催する「炭・鉄・港」と連動した、まち歩きイベント「ぷらぷらまち歩き」にガイドを派遣するなど、情報共有を通じた共通認識の醸成や旧産炭地域のネットワーク化を図る、『元気そらち！産炭地活性化戦略』の具体的な取り組みに積極的に参画してきたところがあります。

今後は、「そらち『炭鉱の記憶』で、地域づくり推進会議」において、日本遺産認定に関して、「炭・鉄・港」推進の取り組みを検討する専門部会に参画し、強固な連携のもと、取り組んで行く予定となっております。

次に、中心市街地の活性化について、旧美唄工業高校跡地の活用についてであります。初めに、現在までの状況と本年度の予定につきましては、これまで、校舎建物の除却に関する設計内容や、スケジュールに関して、北海道教育委員会と協議を行ってきたところであり、7月12日に校舎棟やバックネット、フェンスなどの解体工事を着工し、平成30年1月25日に完了予定であると伺っているところがあります。

次に、今後のスケジュールにつきましては、現在、道教委から借用している体育館や格技場、弓道場などの体育施設に関して、本年度中の有償による譲渡を予定しているところがあります。

次に、校舎解体、グラウンド整地後の考え方につきましては、道教委としての利活用は、決定されていないものと伺っておりますことから、私といたしましては、高齢者や子育て世帯などの世代間交流によりコミュニティを創出し、まちの賑わいや、安全・安心な暮らしの実現を目指すため、本市の公営住宅長寿化計画に基づく、老朽化が著しい市営住宅の再編のための建設用地として、譲渡に関する要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、コンパクトシティ構想につきましては、昨年度、庁内検討委員会で策定したこの構想の素案をもとに、本年度は、市民公募に

よる 14 名で構成した、美唄市コンパクトシティ策定市民委員会を設置し、この構想の素案の中で掲げた基本方針における土地利用や都市景観などの検討などを行い、構想の成熟化に向けて取り組んでいるところであります。

今後の予定であります。年内には、市民への説明をはじめ、パブリック・コメント手続きを行うなど、さまざまな機会を通じて市民周知に努めるほか、美唄市都市計画審議会の意見を伺った上で、年度内に構想の成案を目指しているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

市民会館の指定管理についてであります。初めに、制度の目的についてであります。官から民へという一連の規制緩和の流れにそって地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設されたところであります。

本制度の導入によって公の施設に民間ノウハウを広く活用することにより、住民サービスの向上と経費の縮減が図られることが目的とされております。

美唄市民会館につきましては、平成 18 年度に公募した際、美唄市文化協会 1 社の応募があり、指定管理者選定委員会で指定管理候補者として選定され、議会の指定議決を受け、平成 19 年度から今日まで指定管理者として市民会館の管理運営をしていただいているところであります。

次に、指定管理者選定委員会の権限についてであります。指定管理者の指定手続き条例においては、どこの自治体の条例においても、指定管理者選定委員会の職務権限を明記

しているものはございません。

当該職務範囲につきましては、各自治体が策定する指定管理者制度の運用指針で範囲を明記しているところであり、本市におきましては、運用指針の中で選定業務の範囲を明記するとともに、モニタリングマニュアルにおいて、指定管理者の業務について業務の監視機能を持たせている委員会であると認識しています。

次に、今回の要因についてであります。美唄市文化協会が累積欠損金が生じた平成 25 年度以降、美唄市文化協会の指定管理業務について、業務改善事項を含め、教育委員会の指揮監督が十分に行われていないこと、また美唄市文化協会においても、外部発注業務について事務の経験不足等から、十分な事務執行が行われていなかったことが大きな要因と考えているところであります。

次に、8 月 2 日の北海道テレビ放送の報道内容についてであります。私は、指定管理者の有する一般論としての裁量権については理解を示しているところでありますが、この指定管理者の裁量権については、合理的な形の中で発揮されるべきと考えております。

しかしながら、報道された内容については、市民の皆さんに私の考えが十分伝わらない内容となっていたことに対して遺憾に思うところであります。

●議長小関勝教君 9 番、山崎一広議員。

●9 番山崎一広議員 自席から再質問をさせていただきます。

初めに、受動喫煙ですけれども、取り組みが進んでいると伺いました。大変喜ばしいことだと思えます。

ただ、日本人の死亡に及ぶリスクの原因の1位はやはり喫煙ということで、道民の喫煙率が全国でも一番高い27.6%という厚労省の昨年ですけれどもデータとして残っておりますし、受動喫煙の因果関係が確実とされている肺がん、心疾患、脳卒中などで毎年1万5,000人が受動喫煙等で亡くなっていると伺っております。

本年5月に、先ほど言いましたフリー社会デザイン賞を医師会がいただきました。これは、やはり市民の健康を守るには、受動喫煙対策が最重要という医師会の働きかけに賛同した市、そして我々市議会、団体や市民が協力して、美唄市受動喫煙防止条例が実現されたことが評価されたものであり、美唄市民皆様のものと考えております。大変喜ばしいことかと思えます。

これからも妊婦や子どもたち、市民の健康が受動喫煙から守られるよう条例の効果・検証と未成年への禁煙教育を進めて行くということが一番大事かと思えます。

厚労省でも受動喫煙防止条例対策の強化として、何点か挙げておりますけれども、特に興味を持ったのが、受動喫煙防止条例対策の内容として、各施設、庁舎、サービス業から、バス、タクシー、駅、空港、ビル等のすべて、原則建物内禁煙と。バス、タクシーに乗ったときも禁煙ということで、このようなことが厚労省で今検討されているとネットにも出ております。

本市も養護学校の校門の前に、受動喫煙防止に協力をということで看板を設置されたと新聞にも出ております。どうか次のステップに向けて、進むべきではないかと。条例を制

定して罰則まで取ると私は思っておりませんけれども、例えば、時間によって全面禁煙とか、分煙も含めて、改めて進めるべきではないかと思っておりますけれども、その辺の考えがあればお聞きしたいと思えます。

続きまして、恵風園・恵祥園について、それぞれ施設の運営、収支、民営化の検討、施設につきまして私も危惧していたのは、冬期間、今年は特に雪が少なくて病院の搬送については、それほど大きな支障はなかったかと思えますけれども、やはり朝に出て、お昼までに戻れる時間帯が、多分、大雪のために1時半、2時になることも多々あったのではないかと思います。そんなことを考えれば、あの地域で良いのかというのも、ちょっと頭の中で危惧するところでございます。

それと民営化の検討、昨年、方向性を取りまとめて、今年度、近隣施設の視察を行い、この結果を参考に検討すべき事項とお伺いしました。ぜひ検討していただきたいのとあわせまして、仮に、現場所で建設を考えた場合、恵風園の入所者数を減らして恵祥園の入所者数を増やすという考え方もあるかと思えます。建て替えについても、現在地で建て替えは、私は難しいのではないかと思いますけれども、地域医療の連携の中に、新病院に併設してリザーブ用地もございます。この辺も検討の材料として進めていただきたいと思いますけれども、考え方をお聞きしたいと思えます。

続きまして、道道美唄富良野線ですけれども、当初から多分遅れるだろうという話は、まちづくり懇談会の中でも常々話は出ておりました。

それで、平成28年の2定において、一般質

問の答弁で、「道道美唄富良野線の開通を見据えた中で、公園や炭鉱遺産は地域資源、観光資源として、さまざまな観光ツアーにおいて活用するとともに、沿線の環境整備、芦別市や富良野市などを含めた広域的なサイクリングコースの設定やイベントの開催、ドライブ観光ルートの開発について検討するほか、観光振興など地域活性化に資する活用のあり方や老朽化が進行している施設の保存・再生のあり方について、新たに設置した『美唄市経済戦略会議』の中で、活性化に向けた具体的な取り組みについて検討してまいりたい」と、市長からご答弁いただきました。

今年は、グルメファンドなどさまざまなものが開催されました。また、地域おこし協力隊の制度も活用して、市内で生産される農産物を活用した商品開発、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、道の駅、食の駅という部分も含めて、32年の開通が難しいとしても、そろそろこれらの部分を前に押し倒していくべきかと思います。

あわせて、これと同様に炭・鉄・港、3年前JCからも提言書があったとおり、関係機関と十分連携を図って、地域住民など多くの市民の方々に意見をお聞きしながら、道道美唄富良野線の開通に向けた観光交流拡大戦略にしていきたいとありますけれども、特にシニア層、外国人を対象としたドライブ観光ルートを提案するということで、早期に検討を進めていかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。その辺をもしあれば伺いたいと思います。

それと炭・鉄・港、これは、やはり本市は、かつては黒いダイヤとして、戦前戦後、北は

芦別、赤平、歌志内、上砂川、奈井江、そして三笠、夕張、岩見沢、あまり岩見沢は私の記憶の中には炭鉱というイメージがさほどわいてこないんですけれども、美唄も我路にあったときには、3万人ほどいたと言われております。石炭産業から石油に変わって、大きく衰退して、昭和47年、53年間の実績で、我路、東美唄のにぎわいが歴史を閉じたわけなんですけれども、やはり、かつては三井、三菱、住友と一大企業が本市に事業展開をされました。閉山後40年を経過し、巻き上げ機や炭道跡が市内には点在しております。

一昨年8月、市長は自費でドイツ、ルール炭鉱地域に視察をされております。

炭・鉄・港と合わせて石炭、鉄道、鉄鋼、港というテーマで結び、今日の北海道を築く基礎となった3都、いわゆる小樽、室蘭、そして空知のつながりの中で、石狩を軸に空知、室蘭、小樽の関係を見つめて、観光などに生かす官民の取り組み炭・鉄・港を市町村議員連盟が発足し、連盟には、赤平、芦別、岩見沢、歌志内、小樽、上砂川、月形、美唄、三笠、室蘭、夕張、9市2町の市会議員、町会議員の66名が加盟していると伺っております。

3地域に関する道会議員も11名が顧問につきまして、2019年度日本遺産登録に向け、今年の秋を目途に室蘭議員さんらが空知の炭鉱遺産を巡るツアーを予定していると伺っております。

一方、道新にも出ておりましたが、赤平市では、20年間で総事業費17億円超を見込む炭鉱遺産活用基本構想案について、市民説明会を開催したところ、あまりにも経費が莫大

だと、夕張やカナディアンワールドの経営が行き詰まったようにならないか、将来世代の負担にならないかという懸念の声が続々と出てきていると。本市もこれを参考に取組んでいくと思いますけれども、どのように進めていくのか。また、将来展望について、この後どのようにしていくのか、考え方をお聞きしますけれども、基本的には空知総合振興局を中心に進めるべきと私は思いますが、改めて市長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、美工跡地、特にコンパクトシティ構想、これは、ぜひとも進めていただきたいのとあわせまして、特に、グラウンド北側、市役所へ向かう稲穂通りですけれども、拡張について、グラウンド拡張と合わせまして、フェンスが撤去された後の地域要望が上がっていると思います。

また、新川通り沿いや稲穂通り沿い、特に東西を結んだ通り、美工の校舎から稲穂通り沿いに向かった通りは段差もひどく、非常に道幅が狭い。現状、雑草がひどく、グラウンドに人がいるのかいないのか、夜間になると怖いという声も地域住民から伺います。3年も経過しますと、本当にあれだけ伸びてしまうのかというくらい雑草がひどいです。現状は、多分、道のものかと思いますが、これらもあわせまして、まちの大きな賑わいをあそこに取り戻したいと思いますけれども、その辺の考えもあれば、お聞きしたいと思います。

ただ、市長の言われる住宅ということでありますと、また市内の民間経営者を圧迫することも考えられないかなと、この辺は経営されている方々の十分な理解も必要かと思いま

すけれども、住生活基本計画、地域公共交通形成計画、あわせて総合計画、まちづくり基本条例などの整合性をしっかり図りながら計画を進めるべきものと考えますが、その考え方をお聞きします。

最後に市民会館です。それぞれ4点お伺いしました。ちょっときつい質問だったかと思いますが、1点目の指定管理導入については当然です。教育長の言われるとおりかと思っています。

2点目の選定委員会、今日ちょうどタイミングよくかどうかわかりませんが、新聞に出ておりました。この件に関しては、改めて別の機会で議論させていただこうかと思っていますけれども、今日は教育長にお伺いしていますので、3つ目の原因、累積赤字欠損金云々とあります。多分ご存じかと思いますが、一昨年、一部、元職員が帰った後に、事務所内に入ってパソコンを見ていた。その後、報道等にFAX、手紙等のやりとりを含めて、やはりこれらが引き金になったのではないかと私は感じております。この部分、どちらが良いのか悪いのかというのは全くわかりません。私、担当者でもないの、多分教育長も当時はいなかったでしょうし、ただ、8月2日のテレビ放映は、本当にこんなことを言ったらテレビ界からお叱りを受けるかもしれません、フェイクニュースという言葉がございます。フェイクニュースとは何ぞやと言うんですけれども、虚偽の情報でつくられたニュースのこと、主にネット上で発信・拡散される嘘の記事を示す、誹謗中傷を目的にした個人発信の投稿などを含む場合もありますということで、昨今、今はちょっと静か

になりましたけれども、国で加計と森友という話がありましたけれども、あれも一部によってはフェイクニュースという見方もあるという報道もあります。

NPO法人文化協会が指定管理を受けたいということで、平成18年にNPO法人の認定を受けて、19年4月から指定を受けたと、教育には、当時、学校教育、社会教育と2つあったかと思います。

そのような中、社会教育を大きく分けると、生涯学習、社会体育となります。生涯学習の中心であるのは、担い手である文化協会、当時、副市長が担当でいたときは、たしか社会教育だったかと思いますが、その後、生涯学習に変わって、社会教育の時代も安田侃先生の彫刻、木彫も市民会館の2階に展示されておりました。そんな歴史があります。そして日本全国の文化協会も、やはりこれからの部分も含めて活動しております。

一般的に言われる、これは福社会館の関係になりますけれども、管理と運営の違いという言葉もございます。管理とは、公の施設についての責任と権限は市であり、管理業務の一部を委託することであると。運営とは、委託を受けた業務の日々の仕事を取り進めることとなっております。

どうか、どちらが良いか悪いかという白・黒を付けるべきではないと私は思います。一度ここは冷静になり、冷却期間を置いて、ゆっくり時間をかけて、双方3者でも良いと思います。話し合って、どうにか良い方向に進むことができないかなと思いますけれども、その辺、教育長の考えがあればお聞きしたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、受動喫煙防止にかかる今後の取り組みについてであります。条例施行2年目に入り、健診時や健康教室、母子や妊産婦と接する機会において、受動喫煙が健康に及ぼす影響の説明や、希望する方への禁煙支援、保健推進員などの健康づくり組織や地域活動、戸別訪問時の啓発を一層進め、条例制定の趣旨を定着させるとともに、今後も継続して実施する意識調査の分析も踏まえ、市民一人ひとりが、受動喫煙という言葉の意味を理解するだけではなく、健康への影響を考えた中で、それぞれが、自身で取り組める「具体的な行動へ」進むためのきっかけとなるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、恵風園・恵祥園の民営化についてであります。先ほどお答えしましたように、民営化に関しましては、多くの課題があるとともに、2つの施設は、それぞれサービス提供のしくみが異なり、恵風園につきましては市町村による措置施設、恵祥園につきましては介護保険制度における契約に基づくサービス提供施設という事情がありますので、民営化の形も一律にはいかない面がございます。

また、仮に建て替えを行うこととなった際には、ご質問にございました市立美唄病院建設予定地に隣接する場所も、医療と介護の連携という観点から、候補地の一つになるものと考えております。

このような点を含めまして、民営化につきましては、引き続き、総合的かつ慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、道道美唄富良野線開通を見据えた観光振興策についてであります。ご指摘のとおり、道道美唄富良野線沿いには、アルテピアッツァ美唄をはじめ、炭鉱メモリアル森林公園や旧東明駅舎などの炭鉱遺産、我路ファミリー公園、キャンプ場、美唄国設スキー場、東明公園など本市の観光資源があり、今後の活用が期待できる場所とあります。

このため、観光振興など地域活性化に資する活用のあり方や、施設の保存・再生のあり方について、美唄市経済戦略会議の中で検討していただくこととしております。

次に、炭鉱遺産の活用についてであります。老朽化が著しい施設の改修に係る財源確保が課題となっているものの、空知圏域の効果的な交流人口の増加に向けては、国や道の動きなどの必要な情報を関係する市町が共有し、共通認識を図るなど、これまで以上に連携を強固なものとしながら取り組んでいくことが重要であるため、振興局の「そらち『炭鉱の記憶』で地域づくり推進会議」を中心に進めていくべきものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、私としましては、今後も振興局が推進する、旧産炭地域のネットワーク化を図るさまざまな取り組みに積極的に参画するなど、本市の貴重な地域資源を活用しながら、まちの活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、旧美工跡地の適正な管理と活用における関連計画との整合性についてであります。初めに、この敷地の管理につきましては、市への移管がされるまでの間は、北海道教育委員会に対して、適正な管理を行っていただ

けるよう今後もお願いしてまいりたいと考えております。

次に、関連計画との整合性につきましては、私は、将来の人口規模に見合ったコンパクトな市街地形成に向けては、今後も地域の活力を維持し、子育て世代、高齢の方または障がいの方を含め、すべての市民の皆さんが、住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、まちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

そのため、本市のまちづくり基本条例のまちづくりの理念、基本原則である市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりの考え方にに基づき、まちなか居住を促進する「美唄市住生活基本計画」や公共交通ネットワークを強化して、郊外地に居住する市民の皆さん方の利便性を高める「美唄市地域公共交通網形成計画」との整合性を図りながら、さらなるまちなかのにぎわい創出に取り組み、第6期美唄市総合計画後期基本計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 山崎議員の質問にお答えいたします。

市民会館に対する今後の考え方についてであります。この度、指定管理者選定委員会から、今回の外部委託業務の内容について教育委員会に報告書の提出がありましたので、教育委員会としましては、この報告書の内容を整理した上で、教育委員の意見も聞きながら教育委員会としての考えをまとめてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

2番、吉岡建二郎議員。

● 2 番吉岡建二郎議員（登壇） 2017 年第 3 回定例会に当たり、大綱 2 点について、市長及び教育長へ質問をいたします。

大綱の 1 点目、防災行政について市長に伺います。

8 月 29 日に北朝鮮から北海道上空を通過する弾道ミサイルが発射されました。政府においては、国民の安全を最優先に考え、また市長も胸の所にブルーリボンのバッジをされており、それと関係する拉致問題がありますから、まず対話による解決、それを否定せずに経済制裁の厳格な実施・強化などの圧力と同じテーブルの上に置いた状態で、選択肢の 1 つとして今後の対応について議論を進めていただきたいと願います。

北朝鮮の弾道ミサイル発射に伴い、政府が以前から広告していたとおり、8 月 29 日の 6 時 2 分に J アラートにより緊急速報が送信されました。私のもとにも速報のメッセージが入りまして、早朝、突然の出来事でしたので、驚愕したところです。

今回初めて J アラート、緊急速報ということで、市でも対応に大変苦勞されたことと思います。

そこでまず、8 月 29 日の市の対応について、緊急速報が送信された後、時系列に沿ってどのように対応されたのか伺います。

また、緊急速報への市民の対応の仕方についてですが、J アラートにより緊急速報が送信された場合、市では、市民の対応の仕方について、どのように想定されているかを伺います。

あわせて今後についてですが、J アラートによる緊急速報を受信できる機器を持ってい

ない方も市民の中には、いらっしゃるのではないかと思います。

当日もお話を聞くと、テレビなどの報道を見て後から弾道ミサイルが発射されたということを知った方もいらっしゃると聞いています。

あつてはならないことですが、もしもの時、市民の安全を少しでも確保するために、J アラートによる緊急速報、それ以外の方法で情報伝達の方法が必要ではないかと考えます。今回の事例を踏まえ、市の今後の情報伝達の方法についての考え方を伺います。

同時に、今回のような事例の場合に市民の緊急時の連絡先は、どこを想定されているのか伺います。危機管理対策室で即時に対応が可能なのか、その点について伺います。

大綱の 2 点目、指定管理について、市長、教育長に伺います。

市民会館・公民館の指定管理について、今現在、議会や指定管理選定委員会の中で議論をされているこの時に、さまざまな情報がマスコミ等の報道によって飛び交っている状況です。中でも先ほど山崎議員からもありましたとおり、テレビ報道は影響が大きいものがあり、私自身、多数の市民の方とこのことについて何度も対話をしてきました。

その中での多くの声は市への心配であったり、また、市の幹部への疑惑であったりするもので、ひょっとすると行政の信頼を揺るがす事態に発展しかねないと考えています。

そこで、今回の市民会館・公民館の指定管理についてのマスコミ等の報道について、いつ・どのような内容で報道がされたのか、把握をされているのか伺います。

また、把握をされている範囲で、報道に対しての調査を行っているのかについても伺います。

報道の内容が事実かどうか、もし事実と異なる報道であった場合には、報道機関に対して、適正な対応を求めていくべきだと考えます。

今回に関して、報道に何らかの対応をされた事実があるかを伺います。

あわせて、市民への説明等、対応について伺います。

先に述べましたとおり、報道によって市民から心配とも、また疑いともとれる、そういった声が私の耳にも入っており、現状、市が報道に対して、何も説明を行っていないこと、それも伴い、行政の信頼を揺るがす事態に発展しかねないのではないかと考えています。行政を信頼してよいのか、市民を混乱に招いている状況ですから、報道を受け、もし誤解があるのであれば早急に説明をして、その誤解を解消していただきたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、防災行政について、8月29日のJアラートについてであります。弾道ミサイル発射に伴う本市の対応につきましては、Jアラートにより「ミサイル発射」の緊急速報が8月29日6時2分に送信されたことから、危機管理対策室職員が6時10分に登庁し、情報収集体制を整えたところであります。

その後、「ミサイル通過」の緊急速報が6時14分に送信され、被害などの通報がない確認を、美唄警察署及び美唄市消防本部と6時21

分に情報共有を行い、北海道へ「Jアラート作動状況確認」と「被害状況確認」の報告を6時25分に行ったところであります。

また、陸上自衛隊美唄駐屯地へ被害などの通報がない報告を6時53分に行ったところであります。

次に、緊急速報における市民の対応についてであります。弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があることから、緊急速報メールが発信された場合、市民の方には、すぐに身を守る行動をとっていただく必要があります。

本市には地下街や地下駅舎などの施設はありませんが、政府広報の新聞掲載やテレビCMなどによる「屋外にいる場合は、できる限り頑丈な建物や地下に避難する」「建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る」「屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する」など、身を守る行動を取っていただきたいと思います。

次に、今後の新たな情報伝達方法についてであります。携帯電話を持っていない高齢者などへは情報伝達の方法がない状況でありますので、危険をお知らせし、危険を回避する行動やテレビなどによる情報の収集行動をとっていただくため、Jアラートによる緊急速報にあわせて、市内8カ所にある消防のサイレンの吹鳴を行うことといたしました。

このサイレンに関する市民への事前周知につきましては、新聞折り込みや公共施設、医療機関、大型商業施設、コンビニ、市民バス、タクシーへのポスター掲示、ホームページでのお知らせを、本日までに終えているところ

であります。

さらに、問い合わせの対応といたしましては、消防署の問い合わせ番号に自動音声によるメッセージにより確認できるよう対応したところであります。

次に、緊急時の連絡先についてであります。Jアラートによる緊急速報が送信された場合、危機管理対策室職員は至急登庁し、情報収集体制を整えることから、市危機管理対策室が緊急時の連絡先となっております。

なお、美唄警察署や美唄市消防本部とも情報共有を行っていることから、こちらも緊急時の連絡先となっております。

次に、指定管理について、市民会館・公民館の指定管理についてであります。初めに、マスコミ等の報道についてであります。これまで報道されたものについては、新聞は、6月から9月5日までに2社で、1社は8回、もう1社は1回の掲載があり、テレビ放映については、8月2日の1件、そして、月刊誌の1件について、掲載等の内容を把握しております。

また、それ以前のものについても、掲載内容を把握しているところであります。

次に、報道に対しての調査等についてであります。8月2日のテレビ放映の内容につきましては、テレビ局から事前に副市長に対して4項目について、取材したい旨の申入れがあり、その質問項目に沿って答えていますが、その答えた内容については放映されず、それ以外のやり取りの内容の一部と、今年の10月に当時の教育委員会と行った意見交換内容とがつなぎ合わされて編集されたものであると副市長から報告を受け、確認していると

ところであります。

あわせて、昨年の副市長の意見交換での発言は、当時の議会議論や監査報告等を受けたうえでの意見であり、当時の発言趣旨を取材して放映されていれば、違った形の報道になったのではないかと考えているところであります。

また、テレビ放映後に開催された公開による指定管理者選定委員会においても、委員長である副市長、委員である教育長は、放映された経過や内容等について説明するとともに、取材を受けた関係者からも、放映された内容は取材された一部であり、真意が伝わっておらず、困惑している旨の発言があったと、聞いております。

なお、これらの報道に対しての対応は、特に行っていないところであります。

次に、市民への説明等につきましては、9月6日に指定管理者選定委員会から教育委員会に対し、市民会館の外部委託に関する報告書が提出されており、今後、所管の教育委員会において検討の上、その対応が図られるものと考えております。

市といたしましても、議会等を通じて必要に応じた対応をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆さまに大変ご心配をおかけしていることについて、私といたしましても、重く受け止めているところでございます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、マスコミ等の報道についてであり

ますが、新聞社やテレビ局については、記事の掲載前に取材申し込みがあり、相手方の質問に対してコメントしてきたところですが、取材の内容が、いつ、どのような形で記事になるのか、報道されるのかは、マスコミの判断であり、取材を受けた側は分からないところであります。

私が取材に応じていない中で、月刊誌に掲載された内容については読ませていただきましたが、どのような形で取材し、どのような事実確認を行って掲載したのかは承知していないところであります。

なお、掲載した新聞社については2社で、1社は8回、もう1社は1回であったと確認しております。

次に、8月2日のテレビ報道内容についてであります。私は、これまで議会や新聞報道において、一貫して、市外業者であっても合理的な理由があれば、指定管理者の裁量権の中で発注・契約は良いが、疲弊する地元経済を活性化させるため、地元にある複数業者にも参入する機会を与えていただくよう、指定管理者をお願いする旨の発言・コメントをしてきたところですが、先のテレビ報道では、テレビを見た方は、私が、市内の特定業者に誘導していると受け取られる内容となっており、大変遺憾に思うところであります。

この報道に対する調査や対応についてであります。テレビ局に対しては、新たな取材の要請がないことから、先の放送について、どのような意図・目的で内容を編成したのかは確認していないところであります。

報道の中での文書についてですが、地方自

治法の抜粋文書は教育委員会が文化協会に提示したのですが、誰がテレビ局に渡したか、それ以外の文書はどこから出て、誰が渡したのかをテレビ局に確認しても、ニュースソースを明らかにしていただけないものと考えており、新聞についても同様であると判断しております。

次に、市民説明についてであります。先般、指定管理者選定委員会から教育委員会に対して、市民会館の外部委託に関する報告書が提出されたところであります。

市民の皆様には、市民会館の管理運営について、大変ご心配をおかけしたものと受け止めており、教育委委員会といたしましては、その報告書の内容を整理し、教育委員の意見も聞きながら、教育委員会としての考えを取りまとめた上で、市民への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 自席より再質問いたします。

防災行政について、各所で、明日9日にも、北朝鮮から再度、弾道ミサイルが発射されるのではないかとされています。グアム沿岸を狙うとも言われていますが、もしものことというか誤射というか、そういったことが起こらないとも限らないと思います。市民の安全を守るためにも、これまで以上に危機管理をしっかりと行われることを願います。

Jアラートへの市の対応についてですが、8月29日、まずその際に、市長ですとか副市長への報告は、どのタイミングでなされたのか、それとあわせて、その報告、Jアラート、緊急速報が送信された際には、市長の登庁に

については、どのようにお考えになられているのかを伺います。

また、緊急速報への市民の対応の仕方についてなのですが、政府は、屋外にいる場合は、できる限り頑丈な建物や地下に避難すると、このように広告をして周知をしています。

ただ、美唄市でみると、頑丈な建物は限られており、また、地下街など地下施設もないという状況です。

発射から 10 分程度で日本に着弾すると言われていた北朝鮮からの弾道ミサイルから身を守る手段としては、適切な行動・指示であるかは、私としては大変疑問に思うところなのですが、その J アラートの緊急速報が流れた場合の行動として、美唄市の状況に適した身を守る行動内容、それを美唄市として、市民にお知らせできれば良いのではないかと考えるのですが、市長のその点に関しての考え方を伺います。

指定管理についてですが、市長、教育長ともに、報道に関しては発言の一部を切り取り、事実とは異なった印象を視聴者に与える内容だったとの答弁だったと私は思います。その結果によって、市民に心配をかけていると。私としては、単に心配しているというだけではなく、先ほどのとおり、疑惑というか疑いの目で見ている市民も多くいると感じています。事実と異なっていると、そのようにお考えであれば、一部を切り取られ、ねじりとられた情報やその事実と異なる情報、先ほど山崎議員がおっしゃっていたようにフェイクニュースということであれば、やはり市民の名誉のためにも、今の段階ですと、市民の目に見えるところでは何も動きがない状況ですの

で、市の幹部として、市民に示しがつかないのではないのでしょうか。市民への説明責任を果たすためにも、飛び交う情報に関して、事実、フェイクニュースということと対をなすならファクトを示して、適切な対応を行っていただきたいと思います。

それでは、市長、教育長にそれぞれ 2 点ずつ再質問いたしますが、市長にまず伺います。

報道に対して、調査等についてですが、主にテレビの報道についてお答えをいただきました。テレビ以外でも報道されているということで、その内容については調査等をされているのか、その点について伺います。

また、テレビ報道についてですが、ご答弁いただいた中で、昨年 10 月に当時の教育委員会と行った意見交換内容、こういったお言葉がありましたが、これはテレビ報道の中で出てきた副市長のお言葉でしたか、そういったタイトルの文書を指すものなのかなと考えるのですが、テレビ報道で出てきた文書、それ自体は実在するものなののでしょうか。そしてその記載内容は、事実と考えてよいのか伺います。

教育長に 2 点伺います。

教育長がご答弁いただいた中で、市外業者への発注に関して、合理的な理由があればとおっしゃっていました。その合理的な理由とは、具体的に何をさしているのか。教育委員会の中で明文化されていらないものなのか、それとも明文化されていないということであれば、教育長はどのようにお考えになられているか、そちらについて伺います。

また、テレビの報道についてですが、教育委員会は、文化協会に地方自治法の抜粋文書

に印をつけて線を引いて渡して、その際に指定取り消しについて説明をしたというような内容で報道されていたように私は考えています。こちらの報道について、事実関係を伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、緊急速報送信時の私の登庁についてであります。夜間などにＪアラートによる緊急速報が送信された場合には、危機管理対策室の職員が早急に登庁し、情報収集活動を行うこととなっております。

その状況については、遂次、私や副市長に報告されることとなっておりますが、美唄市国民保護計画に基づき、市民に被害が及ぶか、そのおそれがあると予測された場合には、私が登庁し、対応にあたることとしております。

次に、身を守る行動内容のお知らせについてであります。本市には、地下街や地下駅舎などの施設はありませんが、頑丈な建物といたしましては、公共施設や学校などとなっております。

また、弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾することから、すぐに避難できる場所に頑丈な建物があれば、直ちに避難を行い、それができない場合は、国がお知らせしている、建物がない場合や屋内にいる場合の行動を取っていただきたいと考えております。

なお、本市に適した行動内容につきましては、国や周辺自治体の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、報道に対しての調査等についてであ

りますが、新聞等に掲載されている内容につきましては、特に確認するような内容の記事ではないため、調査はしておりません。

放映された文書につきましては、教育委員会に確認したところ、内部文書として存在しており、記載された内容については、当時の議会議論や監査報告の内容等を踏まえ発言したもので、同様の趣旨であると、副市長から報告を受けております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、先程、ご答弁させていただきました「合理的な理由」については、具体的に明文化されているものはないところでありますが、指定管理者は施設管理者に代わって公の施設を管理代行するという観点から、その発注にあたっては、市内ではできないこと、または技術的分野について優れていること等について、あらかじめ施設管理者と協議した中で判断し決定することを指しているところであり、これらの手続きが円滑な管理運営に繋がるものと考えております。

次に、美唄市文化協会に地方自治法の抜粋文書を渡した件ですが、その際、私が説明したことは、議会議論を踏まえ、理事会において再度整理しないと、今後の議会議論にもよるが、地方自治法で規定している指定管理者の指定取消しの議論となれば、そうなることもあり得るが、いずれにしても、今後は議会議論に委ねられる旨説明した上、地方自治法の条文解釈について説明した文書をお渡ししたところであります。

しかしながら、放映内容は、指定を取消す

旨説明したような内容で放映されたところがあります。

●議長小関勝教君 2 番、吉岡建二郎議員。

●2 番吉岡建二郎議員 まず、防災行政、8 月 29 日の J アラートで、再質問の際に言ったんですけれども、ひょっとしたらもうお答えいただいている、私が聞き逃しているだけかもしれないんですけれども、お答えいただきたいのが、市長、副市長への報告がどのタイミングでなされたかというところです。

6 時 2 分に J アラート、緊急速報が鳴って、危機管理対策室長が 6 時 10 分に登庁されて、ミサイル通過の緊急速報が 6 時 14 分に送信され、そして、警察、消防と 6 時 21 分に情報共有、そして北海道へ J アラート作動状況確認と被害状況確認の報告を 6 時 25 分に行ったということなんですが、市長への報告・連絡、ちょっと聞き逃したかもしれませんので、もう一度お願いしたいと思います。

それと、教育長に指定管理のところで、合理的な理由に関してなんですけれども、合理的な理由の中で触れられていないのですが、私としては、指定管理も市の施設だから市民サービスの充実ということも合理的な理由に入るのではないかと考えるのですが、教育長の考えとしては、そういったところはあるのかなのか、お答えいただきたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 私への報告は 6 時 14 分です。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 吉岡議員の質問にお答えします。

合理的な理由の中には、市民サービスの充

実についても当然入るものと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員（登壇） 平成 29 年第 3 回定例会にあたり市長及び教育長に大綱 4 点にわたり質問をいたします。

初めに、森友、加計疑惑の解明、説明責任、陸自の日報隠ぺい問題の闇、また関心の高い中央省庁の人事での首相官邸のお気に入り官僚の栄転、都議選の国政に対する都民の怒りの結果、北朝鮮のミサイルに続く水爆の実験等々、これらの国内外の諸問題が地方における行政と少なからず関わりがあり、的確な分析と対応が求められ、大変に現状は厳しい状況下に置かれております。

4 点にわたり質問に入ります。

大綱 1 点目は、農業行政についてです。

（1）として、日欧 E P A の大枠合意についてです。

日本とヨーロッパの 27 カ国が参加する欧州連合 E U との間で、貿易などを自由にする経済連携協定の E P A 交渉が 7 月 6 日に大枠が合意されました。

日本と E U は 2 年後の平成 31 年に E P A による貿易を始める考えなのです。環太平洋連携協定 T P P では、市長をはじめ各関係機関等が反対運動を展開してきましたが、今回は、内容等と情報があまり明らかにされないままの合意は拙速すぎます。

報道によりますと、E P A によってチーズが強い逆風を受けるほか、乳製品、ワイン等の打撃は計り知れないものがあるとされ、特に乳製品は、T P P 交渉でも重要 5 品目の 1 つとして譲らず、堅持していたのに E P A は

簡単に折れてしまいました。

私はＴＰＰに関して、定例会で４回にわたり質問と当時、市民連合会派で意見書を提出してきましたが、今回は自動車や電気製品での輸出品としてのメリットが生じるものの、農業全体では、輸入品との格差競争への危機感等のデメリットが多すぎます。

次の点を伺います。

①大枠といえども内容を具体的に議論する必要があります。あまりにも早急すぎないかという点 ②道内の農業は、乳製品等の影響で大きく反対運動をすべきであるという点

③市の農業に対し、影響はどの程度見込まれるかという点です。

大綱の２点目は、福祉行政についてです。

（１）民生児童委員についてです。

高齢者から安心して暮らすための身近な相談相手で、見守り役でもある民生委員は、厚生労働相から委嘱される非常勤の地方公務員とも言われています。

一人暮らしの高齢者住宅等を定期的に訪問している民生委員の制度は、今年は創設 100 年を迎えました。

高齢者や核家族化、定年後に働く人や共働き世帯が増えている中で果たす役割について、現在、注目されております。

道内には、約 1 万 2,000 人の委員が活動していますが、人手不足によって欠員が生じ、自治体の 3 割が欠員と伺いました。

退職者や主婦のなり手不足も深刻のようで、高齢者の孤立の問題も増加している現状の中では、次の点を特に伺います。

①主な活動内容 ②主任児童委員について ③選出基準について ④毎年、メロディー 1

月号に名簿が掲載されますが、現在、欠員があるのかどうか ⑤任期と活動費についてです。

大綱 3 点目は、地域行政について伺います。

（１）閉校した学校の売却と危険な旧施設の解体等についてです。

旧光珠内中央小学校は、開校が昭和 55 年、閉校が平成 21 年と 29 年間、学校としては短い期間でした。その後、何も手を付けられていません。また、学校名の看板もそのままになっております。

さらにまた、東栄小学校も同様に売却はされていません。

一方、茶志内小学校は、農業製品のヤママーアグリジャパン株式会社北海道カンパニー美唄支店に、旧西美唄小学校は、央幸設備工業株式会社、北海道霊芝に売却されました。

学校法人専修大学の旧専修大学北海道短期大学も昭和 43 年に開校、閉校が平成 24 年、45 年間の歴史を閉じました。学校グラウンド、3 つの農場を含め、すべてが売却されたようです。

さらに、旧美唄工業高等学校、先ほど質問の回答もありましたけれども、現在、解体中で道教育委員会に跡地利用として、公営住宅の要望活動を行っているようです。

そこで質問ですけれども、市民から特に要望の強い 5 点について現状を伺います。

① 旧光珠内中央小学校と旧東栄小学校の売却の進捗状況について ②市の施設であった西 4 条北 2 丁目の勤労青少年ホームと、西 3 条北 3 丁目の昭和公園横の旧児童館、危険ですので、解体整備の見通しについて ③市の所有する建物、土地ではありませんけれど

も、崩壊しそうで危険極まりない旧空知理容美容専門学校、西4条北1丁目の解体要請の経過 ④国道12号線の旧光珠内中央小学校前にある利用者の全くない冬期間はもちろん閉鎖されておりますけれども、歩道橋の解体撤去を国道交通省に要請してほしいという点です。

大綱の4点目は、教育行政についてです。

(1)として教員の働き方改革について、教育長に伺います。

教員の長時間労働が深刻化しております。文部科学省の平成28年公立小中学校教員の勤務実態の調査では、過労死の目安とされる月80時間超えの残業を行っている教員は、小学校が33.5%、中学校は57.7%にもなっています。教員は授業のみならず、生活指導や学校行事の運営、通学路の見守りと、あらゆる側面で子どもたちのために教育を行っているのです。

教員の多忙化の要因は、授業時間の増加があり、さらに小学校での英語、道徳の教科化、ほぼ全員が担っている部活、中には未経験者で競技の顧問となり、ルールや練習方法の勉強にも時間をかける教員も多いのです。

これらの抜本的解決は、業務を減らすことで、そのためには、教員を増やし、また部活のあり方を検討すべきです。

次の点を伺います。

①教員の働き方改革について、どのような内容が考えられるのかという点 ②教員の夏季休暇、札幌市教育委員会が今年の夏から導入し、95%の299校が実施したと伺いました。なぜ道教育委員会が実施しないのか。これはあえて差別という表現を使いますけれども、

差別ではないかという点です。

●議長小関勝教君 一般質問中ですが、森川議員の一般質問に対する理事者の答弁は、午後からといたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森川議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、日欧EPAの大枠合意についてであります。私はこれまでも、TPP協定交渉の時と同様に、北海道市長会を通じて、農林水産業に対する「影響など十分な情報提供を行うとともに、幅広い国民的議論を行うこと」を国に対し、要請してまいりました。

しかし、残念ながら、先日の経済連携協定の大枠合意まで、十分な交渉内容の情報開示やTPP協定交渉の時に行った影響試算などの情報は示されておらず、大枠合意で明らかになった内容には、TPP協定交渉時には、重要5品目の一つであった、乳製品にも踏み込んだものとなり、北海道の農業、特に、酪農業界にとっては、その影響は非常に大きいものであると懸念しているところであります。

また、大枠合意に至ったことを受け、北海道市長会も参加する北海道農業・農村確立連

絡会議が実施した緊急要請において、「交渉結果や合意による影響などについて、農林漁業者はもとより、地域の関係者等に対し、詳細な説明をすること」「農林漁業者の皆さんが希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、各種対策の充実強化や十分な予算の確保をはじめ、本道の農林水産業の再生産を可能とする、万全な対策を講じること」「EU側の関税撤廃など、輸出条件の改善が図られる中、輸出増加が期待される農林水産品について、生産や加工流通などの強化への支援を講ずること」の3項目を国に対し求めてきたところであります。

最後に、本市の農業に対する影響についてありますが、米、麦、大豆が基幹作物であるため、現在のところでは、その影響はないものと考えているところであります。

しかし、まだ「大枠合意」の段階であり、今後の交渉によっては、本市の基幹作物にも、影響を及ぼす可能性があり得ることから、関係機関・団体と連携しながら状況を注視し、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、民生児童委員についてありますが、初めに、民生委員の活動内容につきましては、地域の担い手として、住民の生活に関する相談・援助活動や福祉サービスの支援、学校との情報交換会やボランティア活動の推進など、地域福祉の増進を図るための活動をされているところであります。

次に、主任児童委員につきましては、民生委員とは別の業務となり、児童福祉に関する事項を担っておりますが、児童の健全育成活動、世代間交流事業の参加、子育てネットワ

ークの促進などの、具体的な事業は、民生委員と連携した活動となっているところであります。

次に、選出の基準につきましては、国の選任要領に基づき「社会奉仕の精神に富み、人格・識見ともに高く、生活経験が豊富で、社会福祉に対する理解と熱意のある者等」と規定されており、年齢要件は、民生委員につきましては、新任の場合、最低年齢が選挙権を有する者、再任の場合は、概ね75歳未満の者となっておりますが、地域実情を踏まえ、弾力的な運用を可能としているところであります。

また、主任児童委員につきましては、原則55歳未満となっておりますが、ほかに適任者が得られないとした場合は65歳まで選出可能としているところであります。

次に、現在の欠員の状況につきましては、平成28年12月に民生児童委員の全国一斉改選が行われ、本市の定数は、民生委員77名、主任児童委員10名の計87名となっておりますが、本年8月末現在は、民生委員1名の欠員となっているところであります。

なお、欠員が生じることは、地域住民の生活に不安をあたえることから、今後とも地域及び町内会、地区民生委員協議会等と協議しながら、欠員の解消に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、任期と活動費につきましては、任期は3年となっておりますが、また、道からは、委員活動費として、1人当たり年間5万9,000円と会議の旅費、地区民生委員協議会活動費として1地区20万円が支給され、市からは、地域の見守り支援ネットワーク活動費として、

1 地区年間 5 万円を支給しているほか、民生委員協議会等の研修の際のふるさとバスの利用も支援しているところでもあります。

次に、地域行政について、閉校した学校の売却と危険な旧施設の解体等についてですが、初めに、旧光珠内中央小学校と旧東栄小学校の売却につきましては、毎年、数件の問い合わせや現地視察などもあります、老朽化による改修費用の面などから、具体的な申し込みの相談には至っていないところでもあります。

また、旧西美唄小学校につきましては、平成 27 年に民間企業に売却したところでもあります。

なお、学校名の看板につきましては、売却等の際に撤去することとしております。

次に、旧勤労青少年ホームと旧児童館の解体整備見通しにつきましては、両施設とも平成 21 年 3 月に用途廃止しており、それぞれ老朽化が進んでいる状況にあります、施設の除却につきましては、公共施設等総合管理計画の考え方に基つき、10 年以内を目途としておりますが、建物の状態を確認しながら進めてまいります。

次に、旧空知理容美容専門学校の解体要請につきましては、敷地の一部は市の所有となっており、それ以外の土地と建物は空知理容師美容師会の法人が所有しているところでもあります。

この法人は、平成 23 年 2 月 21 日に解散し、清算法人となっているため、建物の撤去やそれまでの管理について、代表清算人に要請を行ってきたところではありますが、現在、清算法人は、土地を含めた譲渡を検討し、譲渡先

を探しているとの返事をいただいているところでもあります。

市としましては、建物の撤去につきまして、引き続き要請していくこととしております。

次に、光珠内横断歩道橋につきましては、国において、平成 26 年度より試験的に冬期間の通行止めを実施しているところでもあります。

歩道橋の解体に関しましては、地域の合意を得た上で取り進めたいと伺っていることから、今後、地域の要望に沿うよう要請してまいります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、教員の働き方改革についてですが、文部科学省は、本年 8 月 29 日付で、中央教育審議会初等中等教育分科会と学校における働き方改革特別部会が取りまとめた「学校における働き方改革に係る緊急提言」を各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会あてに通知しました。

この緊急提言では、政府全体で働き方改革に取り組んでいるところであるが「学校における働き方改革」を進めるに当たっても、教職員一人一人の問題にとどめることは決してあってはならず、国や地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて、学校種による勤務態様の違いや毎日児童生徒と向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて、今回の働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを直ちに実行しなければならないとしております。

具体的には、ICTやタイムカードによる

勤務時間の管理、統合型校務支援システムの導入促進、コミュニティ・スクールや地域学校共同活動等を通じた学校教育の質の向上、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進、教員1人あたり担当授業時数の軽減や専科教員・生徒指導担当教員の充実、部活動指導員の配置促進や部活動の運営に係る指針の作成、学習プリント印刷や授業準備などの事務作業をサポートするスタッフの配置促進などが提言されているところがあります。

この提言において、校長や服務監督権者である教育委員会は、教職員の意識改革を図るためにも取り組みを一層進めるとともに、給与支払者である教育委員会並びに国は、積極的指導助言及び支援すべきであるとしております。

次に、「夏季休校日」についてであります。札幌市教育委員会では、政令指定都市の先進事例を参考に、今年度から市内小中学校315校を対象に、お盆時期の8月10日、14日、15日の3日間の中から、各学校実情に応じて日数を決めて、学校を休業日とする「夏季休校日」を導入したと報道等により承知しているところです。

この札幌市教育委員会の取り組みは、教員の長時間労働が全国的な問題となる中、休暇取得の促進により教員の負担軽減を図ることを目的としております。

休暇の取得方法については、年次有給休暇や夏季休暇など既存の休暇制度を活用して取得しており、市内小中学校315校のうち、ほとんどの学校が1日以上「夏季休校日」を実施したと伺っております。

なお、北海道教育委員会からは平成29年7月6日付で、「学校職員の年次有給休暇等の計画的な使用の促進について」の通知があり、この中で「年次有給休暇の確実な取得」を挙げており、長期休業期間中においては、夏季休暇や年次有給休暇の取得を奨励し、各職員がリフレッシュできるよう、土日や祝日に年次有給休暇を組み合わせるなど、可能な限り連続した休暇を取得できるよう配慮することなど、市町村教育委員会は学校職員に適切な指導をするよう通知があったことから、教育委員会では、各小中学校長に対し、学校職員の年次有給休暇等の計画的な使用の促進について通知したところであります。

次に、本市教職員の平成28年度の夏季休暇の取得状況についてであります。教職員145人のうち夏季休暇を取得した教職員は、139人で95.9%、取得日数については、平均2.8日となっております。

●議長小関勝教君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 自席から意見等、再度質問をいたします。

1点目の日欧EPAの大枠合意についてですが、市長答弁にもありましたが、日欧EPAの大枠合意は、情報開示がないままに討議をしなかった点が問題なのです。

TPPとは異なりまして、秘密を守る契約がないにも関わらず、交渉が秘密裏に進められ、内容が国民に示されずにいたために、拙速過ぎるということなんです。つまり、あまりわからないうちに大枠合意した、この点です。

このEPAは、道内の乳製品、特に牛乳は道外移出が増加し、都府県の酪農が圧迫され

ると言われております。私には記憶がありますが、40 歳くらいの時に、今からもう 30 年以上も前ですが、1980 年昭和 55 年頃から、牛乳や乳製品の原料となる生乳の販路をめぐって、道内と都府県が激しく対立した南北戦争が起きたのです。これが再び起こるとの予測もあります。つまり、E P Aの影響で道内産の道外移出が増え、当然、都府県と対立が激化し、乳製品メーカーの混乱が起きるという想定です。道内と都府県のバランスが崩れ、消費者が買う牛乳や乳製品の価格が乱降下する状態が起きる可能性が大きいのです。

また、フランス等酪農国からカマンベールなどソフトチーズの輸入に低関税枠が新設されると、E U産の輸出が増加し、国内産の需要を奪うことが予想され、道産品は完全に行き場を失いかねません。国産品チーズにしましても、E Uに輸出するかと思いきや、現状ではできません。

調べてみますと、E Uには畜産物に関する第 3 リスト制度があり、病原菌の侵入防止を目的に、厳しい管理を輸入相手国に求め、品目ごとに承認されるという仕組みがわかりました。いわばE Uの輸入する側の安全対策なのです。

市消費者協会も、鋭く指摘していたT P Pの安全対策、E P A後の食品の安全管理、安全対策面に豚肉等、心配面があります。ましてや発がん性を指摘され、成長ホルモンを与えた家畜の肉やカビ防止剤を使った農産物を消費者が食べることで、将来病気になれば、結局高くついてしまいますし、命の要の食料について、もっと注視しなければならないと思います。

自転車、家電などは、関税撤廃を悲願としているということで、工業精神のメリットばかりを政府は強調しており、農業が犠牲になることも考えられ、政府は、E P Aは品質で勝負をし輸出促進をすると言っておりますが、一方通行となり、スムーズにいかない点を知るべきです。答弁をいただきました 2 点について、再度、伺います。

1. E P Aの大枠合意、道市長会が参加する北海道農業、農村確立連絡会議が 3 項目にわたって迅速な要請行動に対し、高く評価しますが、国に求めたのに対し、その後、一定の経過を経ておりますので、どのような回答が示されたかという点。

2. 8 月 31 日に、札幌で政府の説明会が開催されたようですが、市からも担当者が参加したと聞きました。E P Aは道内農林水産に多くの影響が懸念されます。当日示されました必要な対策の要点を伺いたいと思います。

2 点目は福祉行政の民生児童委員についてです。

現在は、高齢化、核家族化、定年後に働く人の増加、共働き世帯の増加等々、民生委員、児童委員の活動範囲が広まり、ますます重要視されてきております。

市の現状は民生委員 1 名の欠員とのことで、その補充と活動費はお答えいただきました。ただ、委員の方々、行動実態として、不足という意見も聞かれます。今後は、民生委員協議会等で十分協議の上、反映をしていただきたいと思います。

3 点目の地域行政の閉校した学校の売却と危険な旧施設の解体等についてです。旧光珠内中央小学校、旧東栄小学校もなかなか売却

が難しいという回答でした。さらなる努力が必要です。

実は、メロディー 9 月号に掲載されておりましたように、道立林業大学の誘致期成会が立ち上がり取り組みが現在進められています。が、もっと早くに道が打ち出していれば、林業試験場の近くにある旧専修大学北海道短期大学は、立地条件も非常に良かったんですけども、すでに売却されているとのことで、つくづく残念に思っております。新たな視野に立って、新学校誕生に向けて、誘致に取り組むべきと思っております。

旧空知理容美容専門学校の解体、一部市の土地と言われました。日が続つにつれ、校舎全体が傾いて危険極まりない状況です。あの学校で学んだ理容・美容師が数多くおります。現在のあの傾きかけた学び舎を見て、どのように感じるのか、なかなか難しい面もあるようですが、要請をさらに強めていただきたいと思います。

国道 12 号線の旧光珠内中央小学校の横断歩道橋は、全く利用者がおりません。回答によりますと、地元町内会等の要請行動が必要ということですので、その手順をきちんと踏まえて、今後対応していかなければならないと思っております。

そこで、質問になりますけれども、旧勤労青少年ホームと旧児童館の除去についてですが、再利用が不可能な中で、公共施設等総合管理計画では、気の遠くなる 10 年以内を目途にしているという答弁でした。

危険度から解体を望む声が非常に多い、計画的に優先順位を早めるなどの措置はできないものか伺います。

最後に 4 点目の教育行政について、教員の働き方改革についてです。多忙化が顕著になった要因は、何度も言いますが授業時間が増えたことです。平成 14 年完全週休二日制の実施、また、週 5 日制となりました。その後、ゆとり教育の批判もあって、平成 23 年以降、授業時間が増えました。

ある教員は、6 時間授業の日は、残りわずか 40 分か 45 分、教材研究や翌日の準備もあり、テストの採点は勤務時間内にやらざるを得ない状況だということを訴えていました。

中学校ではさらに放課後の部活動があり、顧問をはじめ全教員が担うことになっているために、大変の一言です。何度も指摘しますが、教員の負担軽減は、業務を減らすことです。

7 月 28 日に北教組美唄支会で、教育長に長時間労働の是正等の要請行動がありました。連合の会長は北教組出身ですが、そのときの実態報告では、朝は 7 時前に岩見沢の自宅から車で出勤する。学校へは 7 時半に到着。会議や部活の指導等で夕方 7 時半まで学校におり、自宅に着くのは 8 時過ぎになり、いわゆる 12 時間は学校にいるということです。

全国の教員の勤務実態を知るにつれ、文部科学省は、働き方推進に 8 月 24 日にやっと重い腰を上げ、平成 30 年度予算概要に小学校教員の定数を 3,800 人増やすということを盛り込むことを決めたようですが、小学校の英語専科教員、また、増えた中ではいじめや不登校、貧困といった社会問題の課題も対応する点では事務が多く、むしろ人員の増は少ないのではないかと見ております。

さらに教育の負担軽減に配布物の印刷や会

議の準備・事務等を代行するスクールサポートスタッフを大規模校、美唄の大規模校は各校該当するのちちょっとわかりづらいんですけれども、3,600人の採用が8月23日に文部科学省の方針で決められたようです。しかし、これは非常勤職員で、外部人材が適用されることでコピー機が不足しており、課題も多く残されると思います。部活の指導に対しても、外部指導者の導入は運営に関わる指針の作成とありますが、早急に実施に向けて、取り組まなければならない、強化してほしいと思います。

そこで、次の点を再質問いたします。

1. 通勤時間の管理、タイムカードの導入の件です。文科省の実態調査では、4分の1強しか進んでいません。管理職の点呼や目視での確認、さらに何も確認していないというのが1割強にもなっております。市の実態はどうなっているのか。

2. 答弁にありましたけれども、札幌市の夏季休暇ではなく、学校休業日とする夏季休校日の実態を答弁から知りました。この夏季休校日について、市における実施の見通しについて伺いたいと思います。

3. 道内の教員の志願者が過去10年間で最も少なくなったとマスコミで報じられています。教員の多忙化が嫌われたのかかもしれません。優秀な人材が集まるよう教育委員会として、要因をどのように分析しているのか、この点を伺いたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

初めに、日欧・EPA交渉についてであり

ますが、日欧・EPA交渉の大枠合意に至ったことを受け、7月11日に国に対し、北海道農業・農村確立連絡会議が実施いたしました緊急要請に対する回答は受けておりません。

次に、必要な対策についてであります。国は、8月31日の説明会において、日欧・EPA、さらにはTPPも踏まえた政策を体系的に整理し、秋をめどに総合的なTPP関連政策大綱を改訂し、必要な施策を盛り込んでいくこととしております。

なお、北海道は、9月4日に「日EU・EPA交渉の大枠合意に伴う北海道における影響と必要な対策中間とりまとめ」を公表し、その中で、関税撤廃により、豚肉や牛肉、チーズなどの乳製品類、ワインなどの輸入量が増加し、価格の低下が懸念されることから、道内の農林水産業が今後も確実に再生産が可能となるような万全の体質強化対策が図られる必要があるとしておりますが、現状において詳細な情報が少なくさらに影響の見極めが必要な部分もあることから、今後も動向を注視していくこととしております。

市といたしましても、国や道の動向を注視し、関係機関、団体と連携し必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、旧勤労青少年ホームと旧児童館の除却についてであります。旧勤労青少年ホームは建築後45年、旧児童館は51年を経過し老朽化が進んでいる状況にあります。除却の優先度につきましては、今後の状況を見て、早期に実現できるよう検討してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 森川議員の質問にお答

えします。

初めに、市内小中学校への「タイムカード」導入についてであります。道教委に確認した結果、本市を含め、道内で導入している市町村はないところであります。

しかしながら、教職員の勤務時間をしっかりと把握し、教職員の負担に繋がらないよう努めることは必要でありますことから、今後におきましては、この度、中教審特別部会がまとめた「学校における働き方改革に係る緊急提言」の内容に基づき、校長及び教育委員会は、教職員の勤務時間を意識した学校運営や持続可能な勤務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、「夏季休校日」についてであります。各学校の実情や教職員個々の休暇取得の計画や予定などあることから、実施予定はありませんが、今後とも、各職員がリフレッシュできるよう、土日や祝日に年次有給休暇を組み合わせるなど、可能な限り連続した休暇を取得できるよう配慮するよう学校長を通じて適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、教員志願者の減少についてであります。平成 30 年度北海道・札幌市公立学校教員採用試験の志願者数が合計 5,004 人で、今年度採用の志願者を 272 人下回り、平成 25 年度以来 5 年連続で減少し、過去最低を更新したと報道等で承知しているところであります。

児童生徒の学びを培うためには、優秀な人材の確保は重要であるものと考えております。

減少の分析ですが、文部科学省の分析によりますと、民間企業への就職環境が好調なため教員志望者が減っていると分析していると

ころですが、私としましては、これに加え、複雑化かつ多様化する社会情勢の中で勤務実態や生徒指導の難しさなど、教員を取り巻く労働環境の厳しさなどが、今の若者に敬遠されているのではと推測するところであります。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 1 時 3 5 分 延会

